

平成 28 年 1 月 29 日
消費者庁消費者制度課

「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令」の一部改正
に対する御意見の募集の結果について

消費者庁では、「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令」の一部改正について、平成 27 年 12 月 17 日から平成 28 年 1 月 18 までの間、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、本件に対して 1 件の御意見が寄せられました。

提出された御意見及び御意見に対する消費者庁の考え方について、次のとおりお知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

- 1 意見募集期間：平成 27 年 12 月 17 日（月）から平成 28 年 1 月 18 日（月）まで
- 2 意見提出方法：郵送、FAX、電子メール
- 3 提出された御意見及び御意見に対する消費者庁の考え方

提出された御意見	御意見に対する消費者庁の考え方
<p>これについてはあまり望ましくないのではないかと考える。</p> <p>その他の通常の法で問題となる事態の通報を行うことに差し支えは無いであろうから、濫用の危険性を考えるとこれは含めない方が望ましいと思われた。</p> <p>（それこそあってはならないものだが、障害者が組織的にターゲットとなった職員を追い詰めるために嫌がらせを行い、その結果この法が適用されるという事態は十分起こり得ると考えるものである。）</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>公益通報者保護法は、公益通報の対象となる事実が規定されている法律（以下「対象法律」という。）を「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律」としていることから、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）については、対象法律を定める政令に追加する必要があると考えます。</p> <p>なお、「他人に損害を加える目的その他の不正の目的」（公益通報者保護法第 2 条第 1 項）でなされた通報は、「公益通報」（同項）には当たりません。</p>

以上